

第
28回

シリーズ事業承継



税理士 吉川 弥生

自社株評価にあたり、株式や土地の価額が資産の大半を占める場合には、株価が高くなる傾向にあります。今回は株式・土地保有特定会社を外れることにより、評価額を引き下げる方法について説明します。

■ 株式保有特定会社とは

会社が有する各資産の価額の合計額のうち、株式等の合計の占める割合が50%以上の会社をいいます。類似業種比準方式による価額の利用が制限されることから、高株価となりやすいです。

■ 土地保有特定会社とは

会社が有する各資産の価額の合計額のうち、土地等の価額の合計額の占める割合が一定割合以上の会社をいいます。純資産価額方式により評価し、株式保有特定会社と同様に、高株価となりやすいです。

■ 株式保有特定会社・土地保有特定会社を外れる方法

保有している株式・土地を処分することなく、株式保有特定会社・土地保有特定会社から外れるには、①会社の総資産規模の変更と、②会社の規模区分の変更（土地保有特定会社のみ）の2つがあります。

■ 会社の総資産規模の変更は

株式保有特定会社・土地保有特定会社に該当するかどうかは、株式・土地の保有割合によって決まります。したがって、土地保有特定会社に該当することを避けるためには、借入金により株式・土地以外のものを取得して、総資産額を引き下げ、株式・土地保有割合を引き下げる対策をとることが有効です。

■ 会社の規模区分の変更は

土地保有割合が、中会社は90%、大会社は70%で、土地保有特定会社と判定されています。小会社については、総資価格基準が大会社に該当するものについては70%、中会社に該当するものについては90%で土地保有特定会社と判定されます。

大会社から中会社へ、中会社から小会社へと会社の規模区分を変更することにより、土地保有特定会社から外れる場合があります。

■ 資産構成変動例（合併）

平成16年に企業再編税制ができ、相当な期間が経過し、最近では合併する会社も増えてきています。

